

重度心身障害者医療費 助成事業(県障)のお知らせ

重度心身障害者医療費助成とは、身体障害者手帳1級～3級所持者、または療育手帳A所持者の方に医療費の一部を助成する制度です。

受給者の方には7月下旬に更新のご案内を送付しましたので、まだ手続きをされていない方はお早めに手続きを済ませてください。

なお、受給者および配偶者または扶養義務者のいずれかの所得が、所得制限額の限度額以上のときは、その年の9月から翌年の8月まで、医療費助成が停止されます。

扶養親族等の人数	所得制限限度額 ～平成16年度～	
	受給資格者	配偶者・扶養義務者
0人	360万4,000円	628万7,000円
1人	398万4,000円	653万6,000円
2人	436万4,000円	674万9,000円
3人	474万4,000円	696万2,000円
4人	512万4,000円	717万5,000円
5人	550万4,000円	738万8,000円

5人以上の場合も、限度額が決められています。

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族、特定扶養親族がある方は、上記の限度額に加算額が加わります。

赤十字社員増強運動 ご協力ありがとうございました

日本赤十字社では、国内外の救護活動等の事業を推進するため、毎年5月に社員増強運動を実施しています。

平成16年度は、町民の皆さまのご理解とご協力により、下記の社資納入額となりました。

ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

大変ありがとうございました。



◆集計結果内訳

地区	件数	金額
中央・上町・東町・横越・川根町・茜ヶ丘・いぶき野	1,271件	611,775円
沢海・阿賀野	310件	154,600円
木津・木津工業団地	256件	127,700円
二本木	350件	173,100円
小杉・平山	199件	99,500円
藤山・駒込・うぐいす・十二前	130件	63,900円
合計	2,516件	1,230,575円

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定を受けている人(受給資格者)は、8月2日(月)から8月31日(火)までに「児童扶養手当当現況届」を、8月11日(水)から9月10日(金)までに「特別児童扶養手当所得状況届」を提出しなければなりません。

合、8月以降の手当が受けられなくなり、児童扶養手当とは、父母の離婚などにより父と生計を同じくしていない児童を養育している母(または養育者)に支給される手当です。特別児童扶養手当とは、精神または身体に障害がある20歳未満の児童を監護する父母に支給される手当です。

「児童扶養手当現況届」「特別児童扶養手当所得状況届」忘れずに提出してください

—児童手当— 「認定請求書」 「額改定認定請求書」

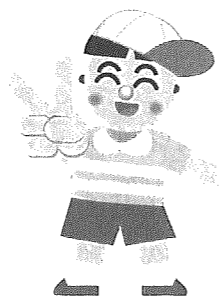
提出のお知らせ

児童手当制度が改正され、支給対象児童が小学校第3学年終了前の児童(9歳到達後最初の3月31日までの児童)まで拡大されました。新たに支給対象となる児童の世帯には、「認定請求書」又は「額改定認定請求書」の用紙を7月上旬にお送りしてありますが、申請されていない方はお早めに手続きください。(所得等により受給者に該当しない場合もありますので、同封した「児童手当制度のご案内」をご確認ください。)

なお、書類等が届いていない方は健康推進課までご連絡ください。(小学校新1年生の保護者の方は、特に手続きは必要ありません。ただし、転入者は除きます。)

また、児童手当等を受けている方には6月中旬「現況届」提出のご案内をしておりますが、未提出の方はお早めに提出してください。

☎385-2111



国民年金保険料の「免除申請」を 希望される方へ

平成16年7月から、免除(全額・半額)を受けるためには、
7月～8月末までに手続きをしてください。

免除申請は毎年
手続きが必要ですよ!



国民年金には、所得が少なく、保険料を納付することが困難な場合に、本人の申請によって保険料を免除する制度があります。

- ・国民年金保険料の全額・半額免除
 - 全額免除……保険料を全額(月額13,300円)免除する制度です。
 - 半額免除……保険料の半額(月額6,650円)を免除する制度です。(保険料の半額を納めないと未納になります。)
- 全額免除と半額免除の基準は、前年の所得により判断されます。免除の対象となる所得の目安は世帯の構成などによって異なります。

～引き続き免除を受ける方は～
平成16年度もあらためて手続きが必要です。忘れずに申請を!

- ①年金手帳
- ②印鑑(本人が署名する場合は不要です)
- ③平成15年度中の所得がわかるもの
(申請者本人、申請者の配偶者、世帯主すべての分)
 - ・会社勤めの方……源泉徴収票(平成15年分…コピー可)
 - ・自営業の方……確定申告書(平成15年分…コピー可)
 - ・前住所地での所得証明書(平成15年分…控除額、扶養人数のわかるもの)

平成16年1月以降に転入された方は、必ずお持ちください。

手続きにご持参
いただくもの

- ④失業を理由とするとき(下記のいずれか)
 - ・雇用保険被保険者離職票(コピー可)
 - ・雇用保険受給資格者票(コピー可)
 - ・離職者支援資金の貸付を受けた場合は、「貸付決定通知書」(コピー可)
- ※申請者の配偶者および世帯主が失業した場合は、該当するすべての方の分が必要です。



ご注意ください! ～免除申請の承認を受けておられる方へ～

国民年金保険料を口座振替で納付されていた方で、平成16年6月まで免除申請の承認を受けた方は、6月に免除期間が終了することにより口座振替が再開され、平成16年7月納付分から引き落としが行われます。引き続き免除申請をされる方は、銀行等で口座振替辞退申出書の提出等を行い、口座引き落としされないように手続きをしてください。

保険料の免除(全額・半額)は、前年の所得を基準として審査されますので、前年の所得を申告していない人は、必ず申告してください。

- 免除申請についてのお問い合わせ・受付窓口……役場 町民生活課 年金係 ☎385-2111(代)
- 国民年金保険料についてのお問い合わせ……新潟東社会保険事務所 ☎283-1016(代)